

地域まちづくり一括交付金の調査結果および今後の運用などについて

1. 令和4年度財政援助団体等監査結果への対応状況について

草津学区ひと・まちいきいき協議会

1) 監査結果

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施。

- ・監査実施：11月11日(金)
- ・監査結果報告(公表)：11月21日(月)

<監査対象>

- ①草津まちづくりセンター 令和2年度および令和3年度指定管理業務
- ②地域一括交付金ならびに地域まちづくり一括交付金
平成30年度および令和元年度：地域一括交付金
令和2年度および令和3年度：地域まちづくり一括交付金

<勧告>

使途が不適正であった地域一括交付金ならびに地域まちづくり一括交付金、合計958,326円分について、市は草津学区ひと・まちいきいき協議会に対して、令和5年1月20日までに返還を求めるなどの措置を講じること。

<指摘事項>

【草津学区ひと・まちいきいき協議会】

- ・基本協定に則り、必要な報告は必ず提出すること。
- ・賞与支給の場合は、支給対象時期、算定基準、査定期間、支払い方法等を明確にし、労働基準法を遵守すること。
- ・利用者アンケートは、集計・分析を行い、センターの運営に活用すること。
- ・基本協定締結後、速やかに事業計画書および収支計画書を提出すること。
- ・仕様書に基づく維持管理業務の実施および実施報告すること。
- ・すべての事業の実績概要が確認できるよう資料を調整すること。

【市】

- ・市は、必要な報告を受け、報告内容を確認のうえ必要な指示をすること。

2) 勧告(交付金の返還)への対応状況

<市の対応>

不適正な使途と認められた交付金、合計958,326円については、交付金交付決定の一部を取り消し、返還について通知。

- ・通知日：令和4年12月1日(木) 返還期限：令和4年12月28日(水)

<草津学区ひと・まちいきいき協議会の対応>

返還命令のあった交付金、合計958,326円の振り込み手続きをされ、その後、市において納入を確認しました。

- ・振込日：令和4年12月27日(火)

3) 指摘事項への対応

<市の対応>

草津学区ひと・まちいきいき協議会に対し、指摘事項について是正措置を講じるよう通知し、内容に応じた期限を定め報告を求めました。

・是正措置通知日：令和4年12月1日(木)

<是正措置を求めた内容>

- ① 交付金の返還および監査結果に対する是正措置については、学区民に対し十分な説明の機会を設けること。
- ② 基本協定に則り、必要な報告は必ず提出すること。また、未提出の必要書類は期限までに提出すること。
- ③ 基本協定仕様書に基づき、清掃業務をはじめ維持管理業務を確実に実施するとともに、年度報告書に記載すること。
- ④ 基本協定仕様書および消防法に基づき、消防訓練を年2回は実施すること。
- ⑤ 賞与を支給する場合は、支給対象時期、賞与の算定基準、査定期間、支払い方法等を明確にし、労働基準法等を遵守するとともに、学区民から理解が得られるよう財源の確保を行うこと。
- ⑥ その他、監査結果の指摘事項等は全て速やかに是正すること。

<草津学区ひと・まちいきいき協議会の対応>

是正措置の通知に従い、指摘事項に対する対応について報告書が提出されました。

・報告日：令和4年12月28日(水)

【報告の内容】

- ① 地域情報誌「くさつひと・まちいきいき通信」3月号に説明記事掲載予定
- ② 不備のあった報告書の修正および未提出分の提出
- ③ 仕様書に基づく清掃業務や維持管理業務の確実な実施と年度報告書の提出の確約
- ④ 令和4年度の消防訓練実施報告と2回目の実施予定日の報告
- ⑤ 理事会、役員会で検討していくことの報告

4) その他の対応

令和2および3年度において未実施であった清掃業務の床ワックスがけについては、草津学区から、2年分の経費の合計169,950円を自主返還する申出書の提出があり、基本協定第26条に基づき、市から返還を通知し納入を確認しました。

- ・自主返還申出：令和4年12月22日(木)
- ・返還通知日：令和5年1月5日(木) 返還期限：令和5年1月20日(金)
- ・返還振込日：令和5年1月10日(火)

2. 13学区のまちづくり協議会交付金の実態調査の結果について

1) 実態調査

- ・調査対象期間 平成29年度から令和3年度までの5年間
- ・調査対象事業 地域一括交付金（平成29および平成30年度、令和元年度）
地域まちづくり一括交付金（令和2および令和3年度）
- ・調査方法 まちづくり協働課職員が各センターを訪問し、事業内容を聞き取りし、交付金の実績報告、領収書等による内容の確認を行いました。
- ・実施期間 令和4年11月21日(月)から令和4年12月23日(金)

【実態調査の着眼点】

- ① 交付金の実績報告書の事業内容に対象外の取組みが含まれていないか。
- ② 交付金の実績報告額と実支出額が合致しているか。
- ③ 交付金が対象外経費に使用されていないか。
〔懇親会・慰労会、まち協役員等への報酬・謝礼品、未執行留保金等〕
- ④ 交付金を使用した事業について、領収書等の証拠書類が保管されているか。

2) 13学区の実態調査の結果

草津学区を除く13学区の実態調査の結果、4学区、7件、372,216円分について、対象外経費となる交付金の用途を確認しました。

・大路区まちづくり協議会

年度	取組み項目	摘要	返還額
H29	地域のふれあい推進に関する取組み	運動会反省会(飲食含む)	91,512
H30	地域のふれあい推進に関する取組み	区民まつり反省会(飲食含む)	137,308
		年越行事反省会(飲食含む)	
合 計			228,820

・矢倉学区未来のまち協議会

年度	取組み項目	摘要	返還額
R2	担い手確保、町内会加入促進	自治振興助成(不執行分)	30,000
合 計			30,000

・老上学区まちづくり協議会

年度	取り組み項目	摘要	返還額
H29	敬老会に関する取組み	敬老会反省会(飲食含む)	24,886
H30	敬老会に関する取組み	敬老会反省会(飲食含む)	22,440
合 計			47,326

・遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議

年度	取り組み項目	摘要	返還額
H29	地域のふれあい推進に関する取組み	自治振興助成(不執行分)	66,070
合 計			66,070

3) 調査結果を踏まえた対応

実態調査により、交付金が対象外経費である用途に充当されていたまちづくり協議会に対しては、今後、交付金の返還手続きを進めます。

- ・令和5年2月15日(水) 交付金交付決定の一部取消し兼返還命令(通知)
- ・令和5年3月17日(金) 納期限

3. 今後の防止策について

1) チェック機能の強化

① 交付金マニュアルの改正

- ・対象外の取組み、対象外の経費について説明文を改正します。
- ・各まちづくり協議会が、各種団体へ交付金を再交付される際、各種団体への通知文のひな型を用意し、交付金の用途(対象外経費)について周知を図ります。

② 交付金実績報告書の記載例

- ・規則に定める12項目の取組みのうち、各種事業について実績を記入する。
- ・自主財源を含んだ事業に要した全体額を記入する。
- ・事業の実施団体(再交付団体)、事業内容、参加者数、日時、場所等を記入する。
- ・疑義のある事業等は、必要に応じて領収書(写し)の提出を求めます。

③ その他の取組み

ア) 改正チェックリストの活用

- ・今年度の実績報告時から新しいチェックリストを使用
- ・見直し内容
 - 対象外経費の詳細項目の追記
 - 市、まちづくり協議会双方の担当者ならびに所属長（事務局長）の押印欄の追加

イ) 実態調査等の継続実施

- ・令和5年度以降は、指定管理事業評価ヒアリングの際に、担当職員による実態調査を継続的に実施します。
- ・交付金や指定管理料等の予算に関する全般的な相談を併せて実施します。

ウ) 会計研修の開催

- ・センター長のみならず、会計担当職員を含めた会計事務研修会を開催します。

2) 透明性の確保

① 総会資料の公開

- ・各まちづくり協議会のホームページ上で、総会資料（事業計画書・予算書・決算書等）を公開します。
- ・令和4年度総会資料は、令和4年12月末時点で全学区公開済

② 公開データの統一化

- ・全学区ある程度統一した会計データの公開を進めます。

【継続協議・検討する事項】

予算書、決算書については、指定管理、交付金事業、自主財源別とし、さらに交付金事業は事業項目ごとの内訳の公開を目指します。

統一化に向けては、各学区会計担当者やコミュニティ事業団を交えて継続協議を行い、段階的に進めていきます。